

宇佐文化会館・ウサノピア 基本利用料

(単位:円) 消費税込

時間区分		昼間				夜間	全日
利用区分		9:00～12:00	12:00～13:00	13:00～17:00	17:00～18:00	18:00～22:00	9:00～22:00
大ホール (楽屋付き)	平日	10,530円	3,500円	12,960円	3,240円	28,080円	58,320円
	土・日・休日	17,820円	5,930円	24,190円	6,040円	36,720円	90,720円
小ホール (楽屋付き)	平日	6,480円	2,160円	7,770円	1,940円	16,200円	34,560円
	土・日・祝	9,720円	3,240円	11,230円	2,800円	19,440円	46,440円

時間区分		昼間(1時間あたり)	夜間(1時間あたり)
利用区分		9:00～18:00	18:00～22:00
和室	16帖	260円	370円
講習室(1)	56.09㎡	260円	370円
講習室(2)	52.79㎡	260円	370円
講習室(3)	61.15㎡	260円	370円
練習室(和)	18帖	260円	370円
練習室(洋1)	54.82㎡	260円	370円
練習室(洋2)	74.69㎡	260円	370円

憩いのプラザ	会場利用料は無料です	
	照明電気料として910円(9:00～18:00)/1日	照明電気料として1,170円(9:00～22:00)/1日

【備考】

1. 大ホールを準備で利用する場合の料金は、基本利用料の30%に相当する額とする。
2. 大ホールをリハーサルで利用する場合の料金は、基本利用料の70%に相当する額とする
3. 施設を利用する場合、入場料・その他これに類するものを徴収するとき、又は営利・営業宣伝等の目的で利用するときは基本利用料に下記の表の区分に従い、それぞれに定める率を乗じて得た額を基本利用料に加算する。
但し、本番時間のみを加算対象とする。

区 分	加算率(市内居住者)	加算率(市外居住者)
入場料又は会費等が500円以下の場合	30%	50%
入場料又は会費等が500円を超え1,000円以下の場合	50%	70%
入場料又は会費等が1,000円を超え3,000円以下の場合	70%	100%
入場料又は会費等が3,000円を超える場合	100%	150%
入場料又は会費等は徴収しないが営利を目的とする場合	150%	200%

4. 売り出し等による招待券の発行については、招待券相当額の10%を入場料とみなす。
5. 利用時間を延長したときは、延長1時間につき規定の利用料の1時間あたりの額に相当する額を加算する。
6. 利用料の算定において10円未満は切り捨てる。
7. 冷暖房を入れる場合は、基本利用料に次の割合を乗じて得た金額を基本額に加算する。
(1)冷房の場合、50%
(2)暖房の場合、40%
8. 設備器具を使用する場合、設備器具利用料を基本額に加算する。
9. 休日とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。(昭和23年法律第178号)
10. この条例は、平成26年7月1日から施行。

※基本的には、キャンセルによる利用料金の返金はできません。

※利用者が、使用期日前7日(大ホール・小ホールは30日)までに利用のキャンセルを申し出た場合、相当の理由があると認められた場合のみ、50パーセントを還付いたします。(宇佐文化会館・ウサノピア条例施行規則第6条)

ご利用上の注意

■会館

1. 開館時間

午前9時から午後10時まで

施設利用が無い場合は、午後6時で閉館となります。

利用時間には、準備・片付けに要する時間を含みます。

2. 休館日

毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

この他必要に応じ臨時に休館する場合があります。

■利用の申し込み

1. 利用受付

会館利用許可申請の受付は、

・大ホール/小ホールは、12ヶ月前から

・講習室/練習室等は、3ヶ月前から

2. 申し込みの手続き

所定の利用許可申請書で申し込んでください。

3. 受付時間

午前9時から午後6時

4. 利用料の納入

利用料は、申し込み時に前納して頂きます。ご入金頂きまして、はじめて利用受付となります。

一度納められた料金は、条例で定められている場合を除きお返しできません。

設備器具等の利用料金は、基本的に利用当日ご精算下さい。

5. 利用の許可

利用料金を納めて頂いた日から、10日以内に利用許可書を交付いたします。

利用許可書は、当日必ず受付へご提示ください。

6. 利用の不許可

次の場合は、利用を許可できません。

・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

・建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。

・暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

・管理又は運営に支障があると認められるとき。

・その他教育委員会において不適当と認められるとき。

7. 変更の禁止

許可を受けた目的以外に会館を利用することはできません。

会館利用の権利を他人に譲渡したり転貸はできません。

8. その他

不明な点については、宇佐文化会館・ウサノピア 電話 0978-33-3100 へお問い合わせください。